

イオン銀行ダイレクト規定

第1条 イオン銀行ダイレクトの利用

1. 「イオン銀行ダイレクト」（以下、「本サービス」という）とは、当行に個人名義の口座を有するお客さまがパソコンもしくはスマートフォン（以下、「パソコン」という）または携帯電話を通じてインターネット等により当行に取引の依頼を行い、当行がその手続を行うサービスをいいます。本サービスは、その使用機器、利用形態等により、インターネットバンキング、モバイルバンキングに区別され、お客さまは以下の各条項を承認のうえ、利用するものとします。
2. インターネットバンキングのために利用できるパソコンは、当行所定のブラウザソフト（WWW（ワールド・ワイド・ウェブ）閲覧用のソフトウェア）を備えた端末（以下、「端末」という）に限るものとします。なお、端末の種類により本サービスの対象となる取引は異なる場合があります。モバイルバンキングでは、本サービス1契約につき当行に登録した1つの携帯電話（以下、「登録端末」という）でのみご利用いただけます。
3. お客さまは、本サービスの利用にあたり、当行に対し当行所定の書面により申込時に初回ログインパスワードを届け出るものとします。
4. お客さまは、本サービスの利用開始にあたり、パソコン、携帯電話のいずれかから初回登録を行う必要があります。
5. 当行は当行所定の方法で、お客さまに告知することにより、本サービスを利用できる端末を拡張することができるものとします。

第2条 インターネットバンキングの開始

1. お客さまがインターネットバンキングで初回登録を行う場合は、契約者 ID、初回ログインパスワードおよび確認番号表の番号（以下、「確認番号」という）を端末の操作画面からお客さま自身に入力していただきます。ただし、この場合、お客さまが当行「通帳アプリ利用規定」に定めるアプリ初回登録を完了しているときには、契約者 ID、ログインパスワードおよび確認番号を入力していただきます。
2. 初回登録においては、当行はお客さまが入力された内容と、当行に登録されている事項の一致により、本人であることを確認します。なお、当行所定の期間内に初回ログインパスワードのご利用がなかった場合、当行は当該初回ログインパスワードを無効とすることができるものとします。この場合、お客さまは初回ログインパスワードの再発行をお申込みできるものとします。
3. 初回登録においては本人確認のほか、以下の事項を登録するものとします。ただしインターネットバンキングで利用する端末（以下、「利用端末」という）はお客さまの必要に応じて登録してください。また第9条に定める振込限度額は必要に応じて初期設定額を変更してください。
 - (1) ログインパスワードの登録
 - (2) 取引パスワードの登録
 - (3) メールアドレスの登録
 - (4) 秘密の質問と答え（以下、「合言葉」という）の登録
 - (5) 利用端末の登録
 - (6) 振込限度額の変更
4. 前項の定めにかかわらず、お客さまが当行「通帳アプリ利用規定」に定めるアプリ初回登録を完了している場合、初回登録においては本人確認のほか、以下の事項を登録するものとします。ただし利用端末はお客さまの必要に応じて登録してください。また第9条に定める振込限度額は必要に

じて初期設定額を変更してください。

(1)取引パスワードの登録

(2)合言葉の登録

(3)利用端末の登録

(4)振込限度額の変更

5.初回登録後、インターネットバンキングを利用する場合は、端末の操作画面から契約者 ID、ログインパスワードを送信し本人確認を経た後、操作画面の指示に従って、取引内容を正確に入力していただきます。このとき利用端末以外の端末での利用等が行が必要と判断した場合は、契約者 ID、ログインパスワードに加えて合言葉の送信により本人確認を行い、お客さまはそのときの端末を必要に応じて利用端末として登録することができます。当行は、お客さまの端末から送信された内容を操作画面に表示し、表示内容に対するお客さまの応諾の意思があった時点で取引等の依頼を受け付けたものとします。なお、取引依頼を受け付けた後は、取引依頼内容の変更はできないものとします。

6.前項において合言葉の登録が完了していない場合は、端末の操作画面から契約者 ID、ログインパスワードを送信し本人確認を経た後、取引の操作を行う前に、合言葉を登録していただくとともにそのときの端末を必要に応じて利用端末として登録することができます。

第3条 モバイルバンキングの開始

1.お客さまはモバイルバンキングの利用開始にあたり、初回登録を行う必要があります。初回登録においては、お客さまがモバイルバンキングをご利用になる携帯電話の固有情報をお客さまの契約者 ID および初回ログインパスワードと結びつけて登録するものとします。

2.お客さまがモバイルバンキングで初回登録を行う場合は、契約者 ID および初回ログインパスワードを登録端末の操作画面からお客さま自身に入力していただきます。

3.初回登録においては、当行はお客さまが入力された内容と、当行に登録されている契約者 ID、初回ログインパスワードおよびお客さまの登録端末の固有情報の一致により、本人であることを確認します。なお、当行所定の期間内に初回ログインパスワードのご利用がなかった場合、当行は当該初回ログインパスワードを無効とすることができるものとします。この場合、お客さまは初回ログインパスワードの再発行をお申込みできるものとします。

4.初回登録においては本人確認のほか、以下の事項を登録するものとします。また第9条に定める振込限度額は必要に応じて初期設定額を変更してください。

(1)ログインパスワードの登録

(2)取引パスワードの登録

(3)メールアドレスの登録

(4)振込限度額の変更

5.初回登録後、モバイルバンキングを利用する場合は、登録端末の操作画面から契約者 ID、ログインパスワードおよび登録端末の固有情報を送信し本人確認を経た後、操作画面の指示に従って、取引内容を正確に入力していただきます。当行は、お客さまの登録端末から送信された内容を操作画面に表示し、表示内容に対するお客さまの応諾の意思があった時点で取引等の依頼を受け付けたものとします。なお、取引依頼を受け付けた後は、取引依頼内容の変更はできないものとします。

第3条の2 初回ログインパスワード再発行の申込

次のパスワードを失念した場合、お客さまは、当行ホームページでの申込、その他当行所定の方法により、初回ログインパスワードの再発行を申し込むことができます。

(1)初回ログインパスワード

- (2)ログインパスワード
- (3)取引パスワード
- (4)合言葉

第4条 サービス内容

1.お客さまはインターネットバンキングにより、本規定に基づき、次のサービスを利用することができます。

- (1)残高照会
 - (2)入出金明細照会
 - (3)振込
 - (4)振込先口座登録・削除
 - (5)振込パターン登録・変更・削除
 - (6)振込限度額変更
 - (7)定額自動振込
 - (8)WEB 即時決済サービス
 - (8-2)自動入金サービス
 - (9)定期預金預入・明細照会・満期時取扱変更・中途解約
 - (10)積立式定期預金の口座開設・明細照会・中途解約
 - (11)カードローンの申込・借入・返済
 - (12)住宅ローンの明細照会・繰上返済・固定金利特約の申込・取消
 - (13)目的別ローンの明細照会・繰上返済の申込・取消
 - (14)取引履歴照会
 - (15)住所・電話番号変更
 - (16)公共料金口座振替申込
 - (17)投資信託の口座開設、購入、解約等の処理
 - (18)投資信託自動積立の各種申込
 - (19)投資信託の各種照会、目論見書閲覧（以下、(17)から(19)までをあわせて「投資信託取引」という）
 - (19-2)しっかり運用セット NEO の申込
 - (19-3)ジュニア NISA 用普通預金口座の預入・払戻し
 - (20)金利、当行取扱商品等に関する情報の提供
 - (21)お取引明細書の閲覧・ダウンロード
 - (22)その他当行所定のサービス
- 2.お客さまはモバイルバンキングにより、本規定に基づき、次のサービスを利用することができます。
- (1)残高照会
 - (2)入出金明細照会
 - (3)振込
 - (4)振込先口座登録・削除
 - (5)振込パターン登録・変更・削除
 - (6)振込限度額変更
 - (7)WEB 即時決済サービス
 - (8)定期預金預入・明細照会・満期時取扱変更・中途解約
 - (9)カードローンの借入・返済

(10)取引履歴照会

(11)金利、当行取扱商品等に関する情報の提供

(12)その他当行所定のサービス

第5条 残高照会

お客さまは、本サービスにより、当行のお客さま名義の口座（以下、「ご本人口座」という）の残高等の照会を行うことができます。対象口座は、普通預金口座、定期預金口座、積立式定期預金口座および当行所定のカードローン口座とします。

第6条 入出金明細照会

お客さまは、本サービスにより、ご本人口座の入出金明細の照会を行うことができます。対象口座は、普通預金口座および当行所定のカードローン口座とします。入出金明細照会の日付指定範囲は照会日の前年応答日の属する月の1日から照会日の当日までとし、かつ照会可能な入出金明細の件数は直近400件までとします。

第7条 振込

1.お客さまは、本サービスにより、ご本人口座のうち、当行所定の普通預金口座またはカードローン口座からお客さまの指定した金額を払い戻し、お客さまが指定した当行または他の金融機関の国内本支店口座にある受取人の預金口座宛に振込を行うことができます。なお、当行はカードローン口座からの当該振込はカードローンの借入として取り扱います。

2.お客さまは、本サービスにより、振込依頼日の翌営業日（銀行法に定める銀行の休日以外の日。以下、同じ）以降を指定された場合は、当行は指定された日付を振込予定日とする振込予約の依頼として取り扱います。

3.お客さまは、本サービスにより、本サービスによる振込予約について、振込予定日の前日まで取消依頼ができます。

第8条 振込先口座登録・削除

お客さまは、本サービスにより、振込先に指定する口座を入金指定口座として登録を行うことができます。また、お客さまは、本サービスにより、登録した入金指定口座の削除を行うことができます。

第8条の2 振込パターン登録・変更・削除

お客さまは、本サービスにより、出金口座・振込先口座・振込金額等を指定して登録を行うことができます。また、お客さまは、本サービスにより、登録した振込パターンの変更または削除を行うことができます。

第9条 振込限度額

1.当行は、本サービスによる振込についてご本人口座の1回および1日あたりの限度額（以下、「振込限度額」という）を定めるものとします。

2.お客さまは、本サービスにより、当行所定の金額の範囲内で振込限度額を設定することができます。ただし1回あたりの振込限度額は1日あたりの振込限度額を超えることはできません。設定にあたって、お客さまは本サービスまたはその他当行所定の方法により当行に届け出てください。

3.本条により定める振込限度額は、当行が必要と認めた場合、当行所定の金額に変更されるものとします。

第 10 条 定額自動振込

- 1.お客さまは、本サービスにより、ご指定の期間にわたり毎月の振込日、出金口座、振込先口座、振込金額等を等しくする振込（以下、「定額自動振込」という）を当行所定の方法で登録することができます。なお、お客さまの指定した振込日が存在しない月の場合は翌月 1 日として取り扱うものとします。
- 2.定額自動振込の登録に際し、取扱期間を当行所定の期間の範囲内でお客さまにご指定いただきます。振込金額も第 9 条に定める 1 回あたりの振込限度額の範囲内でご指定いただきます。また併せて振込日が営業日に該当しない場合の振込日の取扱いもご指定いただきます。
- 3.ご登録に伴う最初の振込は登録日以降最初に到来する振込日に実施するものとし、以後ご指定の期間中は毎月同一内容の振込を実施します。ただし、最初に到来する振込日が登録日から 2 営業日後までの場合は、翌月に到来する振込日に最初の振込を実施します。
- 4.毎月の振込にあたっては、振込日当日に振込金額と当行所定の手数料をお客さまに通知することなく出金口座から引き落とします。この場合、当行の他の規定、規則等にかかわらず、イオンバンクカードおよび払戻請求書の提出を不要とし、当行所定の方法により取り扱います。振込日に振込金額と当行所定の手数料の合計額が残高不足により引落としができない場合（出金口座の解約、差押などによる支払停止等の場合も含みます）は、お客さまに通知することなく、その月の振込は取りやめるものとします。なお、同日に出金口座から複数件の引落としがある場合に、その引落金額の合計額がご指定の出金口座からの引落可能金額を超えるときは、いずれの引落としを優先させるかについては、当行の任意とします。
- 5.お客さまは、本サービスにより、本サービスでご登録の定額自動振込の内容を変更または解除することができます。変更できる項目は当行所定のものとします。また変更または解除できる日は、当行所定の取扱いとさせていただきます。

第 10 条の 2 WEB 即時決済サービス

- 1.WEB 即時決済サービスとは、当行所定の収納機関における商品購入代金、サービス提供代金、証券会社への振込等の支払・預託等を、インターネットバンキングおよびモバイルバンキングで振込を行うサービスです。なお、当行所定の収納機関とは、当行と WEB 即時決済サービスに関する契約を締結した法人または個人事業主（以下、単に「収納機関」という）のことをいいます。
- 2.WEB 即時決済サービスでは、収納機関への振込に必要な振込金額、振込依頼人名等の情報（以下、「振込情報」という）を収納機関が当行に通知し、当行は振込受付結果を収納機関に通知いたします。なお、振込依頼人名が収納機関の指定する名義と一致しない場合、取引が受けられない場合があります。この場合、当行はこれに伴う責任を負いません。
- 3.お客さまは、当行が収納機関から受領した振込情報をご確認のうえ、当行所定の方法により振込手続きを行うものとします。
- 4.WEB 即時決済サービスの 1 日あたりの振込限度額は、第 9 条に定める 1 日あたりの振込限度額範囲内とし、通常の振込金額に合算されます。ただし、お客さまが当行所定の方法により 1 日あたりの振込限度額を変更されている場合には、変更後の振込限度額が適用されます。なお、WEB 即時決済サービスの 1 回あたりの振込限度額は、1 日の振込総額が 1 日の振込限度額を超えない範囲とします。
- 5.WEB 即時決済サービスでは、「訂正」または「組戻し」はいたしません。振込後における代金返還の請求または振込に関する処理状況等については直接、収納機関にお問い合わせください。
- 6.WEB 即時決済サービスを利用して購入した商品および提供を受けたサービス等の品質不良、瑕疵、

数量過不足、不着、品違い、運搬中の破損または汚損等による交換、返品、売買契約等の不成立・無効・取消・解除等またはそれらに伴う代金の返却等、お客さまと収納機関との間に発生した一切の紛議については、お客さまと収納機関との間で遅滞なくこれを解決するものとし、当行は一切の責任を負いません。

第10条の3 自動入金サービス

1.お客さまは、本サービスにより、当行以外の金融機関の国内本支店（以下、「引落金融機関」という）にあるお客さま名義の預金口座（以下、「引落口座」という）から毎月決まった日（以下、「引落日」という）にご指定の金額（以下、「引落金額」という）を口座振替により引き落とし、同額を当行所定の入金日（以下、「入金日」という）にご本人口座の普通預金に入金するサービス（以下、「自動入金サービス」という）の申込をすることができます。

2.自動入金サービスにかかるお客さまと当行との契約（以下、「サービス契約」という）は、お客さまが引落口座、引落日、引落金額を指定して申込をした後に、引落金融機関より口座振替契約の受付完了通知を当行が受信し確認した時点で成立し、当行所定の時期から取扱を開始するものとし、ます。なお、サービス契約はお客さまと引落金融機関の間の口座振替契約の成立が前提であり、口座振替契約が成立しない場合、自動入金サービスはご利用いただけません。当行はこの口座振替に係る事務を当行が指定する業務委託先に委託します。

3.自動入金サービスの手数料は当行が別途定めるものとし、ます。

4.自動入金サービスにおける引落口座、引落日、引落金額、入金日、契約件数の上限は当行所定の取扱とし、ます。なお引落金額は月により異なる金額を指定することもできます。

5.引落日が営業日でない場合は翌営業日扱いとし、ます。また入金日は原則として引落日の5営業日後とし、ます。

6.引落後にご本人口座の普通預金への入金が取引制限等の理由によりできない場合、当行は引落口座に対し資金を返却し、ます。なおこの場合、当行は当行所定の振込手数料を返却資金から差し引きし、ます。

7.引落後ご本人口座の普通預金に入金されるまでの期間、もしくは入金不能時は引落口座に返金されるまでの期間は引落金額に利息は付き、ません。また、当該期間の引落金額に係る資金は、当行の預金保険対象外です。

8.お客さまは、本サービスにより、当行所定の期間中に、サービス契約の一部または全ての契約内容の変更・解約・停止・再開の申込ができます。その取扱については当行所定の方法によるものとし、ます。

9.お客さまが引落不能または入金不能などにより3か月連続して同一のサービス契約の取扱ができない場合、当行はお客さまに事前に通知し、またやむをえない場合には通知することなく、当該サービス契約を停止し、ます。その場合もお客さまは、本サービスにより、前項に基づき再開の申込をすることができます。

10.取引規定に基づき当行が必要と判断した場合には、当行はお客さまに事前に通知し、またやむをえない場合には通知することなく、サービス契約の一部または全てを解約または停止することができるものとし、ます。サービス契約の一部または全てを停止している期間中は、引落口座からの引落をしないものとし、再開後も遡って引落をすることはあり、ません。ただし、解約または停止時点で、既にサービス契約に基づく引落のためのデータが作成されていた場合、引落を行ったうえで同額をご本人口座の普通預金に入金し、ます。

11.当行はやむをえない事由が発生した場合、お客さまに事前に通知し、またはやむをえない場合には通知することなく、自動入金サービスの取扱を一時的に停止または終了することができるものとし、

ます。当行が自動入金サービスの取扱を停止している期間中は、引落口座からの引落をしないものとし、再開後も遡って引落をすることはありません。ただし停止または終了時点で、既にサービス契約に基づく引落のためのデータが作成されていた場合、引落を行ったうえで同額をご本人口座の普通預金に入金します。

12.自動入金サービスのサービス契約の全ては、本サービスの解約をもって終了するものとします。ただし、解約時点で、既にサービス契約に基づく引落のためのデータが作成されていた場合、引落を行ったうえで同額をご本人口座の普通預金に入金します。

第 11 条 定期預金取引

お客さまは、本サービスにより、定期預金にかかる以下の取引を行うことができます。

- (1)定期預金の預入
- (2)定期預金の明細照会
- (3)定期預金の満期時取扱区分変更
- (4)定期預金の満期日前解約

第 11 条の 2 積立式定期預金取引

お客さまは、本サービスにより、積立式定期預金にかかる以下の取引を行うことができます。

- (1)積立式定期預金の口座開設申込
- (2)積立式定期預金の明細照会
- (3)積立式定期預金の満期日前解約

第 12 条 カードローンの申込・借入・返済

お客さまは、本サービスにより、当行所定のカードローンにかかる以下の取引を行うことができます。

- (1)カードローン契約の申込
- (2)カードローンの借入・返済

第 12 条の 2 住宅ローンの明細照会・繰上返済・固定金利特約の申込・取消

お客さまは、本サービスにより、住宅ローンにかかる以下の取引を行うことができます。

- (1)住宅ローンの明細照会
- (2)住宅ローンの繰上返済の申込
- (3)住宅ローンの固定金利特約の申込
- (4)前二号で申込んだ繰上返済・固定金利特約の取消

第 12 条の 3 目的別ローンの明細照会・繰上返済の申込・取消

お客さまは、本サービスにより、目的別ローンにかかる以下の取引を行うことができます。

- (1)目的別ローンの明細照会
- (2)目的別ローンの繰上返済の申込
- (3)前号で申込んだ繰上返済の取消

第 13 条 取引履歴照会

お客さまは、本サービスにより、当行所定の期間および件数の範囲内において本サービスの取引履歴の照会を行うことができます。

第 14 条 住所・電話番号変更

- 1.お客さまは、本サービスにより、あらかじめ当行に届け出た事項のうち、住所および電話番号変更の申込を行うことができます。
- 2.住所・電話番号変更の手続きは当行所定の方法により行います。
- 3.当行は、変更内容が国内の連絡可能な住所・電話番号の条件を満たしていないことが判明した時点で申込はなかったものとして取り扱い、お客さまにその旨を通知します。これによりお客さまに損害が発生しても当行は責任を負いません。

第 15 条 公共料金口座振替申込

- 1.お客さまは、本サービスにより、当行所定の公共料金収納機関（以下、「公共料金収納機関」という）から当行に送付された請求書記載の金額について、ご本人口座の普通預金から口座振替を行う契約の申込を行うことができます。なお、お客さまは以下の各号を承認したうえで、公共料金口座振替の申込をするものとします。
 - (1)当行に公共料金収納機関より請求書が送付されたときは、お客さまに通知することなく、請求書記載の金額をあらかじめ指定された預金口座から引落としのうえ支払います。この場合、当行の他の規定、規則等にかかわらず、イオンバンクカードおよび払戻請求書の提出を不要とし、当行所定の方法により取り扱います。
 - (2)振替日において請求書記載の金額が預金口座から引き落とすことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるときは、お客さまに通知することなく請求書を公共料金収納機関に返却できるものとします。
 - (3)本サービスにより申込を受け付けた預金口座振替契約を解約するときは、お客さまから当行へ書面により届け出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり公共料金収納機関から請求がないなど相当の事由があるときは、特にお客さまからの申出がない限り、当行は当該預金口座振替契約が終了したものとすることができます。
- 2.各公共料金収納機関への届出書または変更届は、お客さまからの依頼に基づき当行が届け出ます。なお、公共料金収納機関による預金口座振替の開始時期は、各公共料金収納機関の手続き完了後とします。
- 3.本条の取扱に関して紛議が生じても、当行の責による場合を除き、当行は責任を負いません。

第 16 条 投資信託取引

- お客さまは、本サービスにより、投資信託にかかる以下の取引を行うことができます。なお、ジュニア NISA 用普通預金口座を指定預金口座とする投資信託取引は、お客さまが満 20 歳を迎えるまでの間、お客さまの運用管理者となっている法定代理人に限り行うことができます。また、お客さまが満 20 歳を迎えた後は、お客さまご自身のみ投資信託取引を行うことができます。
- (1)投資信託振替決済口座（以下、「投資信託口座」という）の開設申込
 - (2)投資信託の募集・購入・解約・買取・スイッチング
 - (3)投資信託自動積立の新規申込・申込内容の変更・口座振替終了の申込
 - (4)投資信託の各種照会
 - (5)投資信託の電子目論見書の閲覧、ダウンロード

第 17 条 投資信託口座の開設

お客さまは、本サービスにより、投資信託口座の開設の申込を行うことができます。

第 18 条 投資信託の募集・購入・解約・買取・スイッチング

お客さまは、本サービスにより、お客さまの指定する投資信託口座から投資信託購入資金の引落としによる投資信託の購入、お客さまの指定する銘柄の解約・買取、お客さまが指定する銘柄の解約と当該解約代金による当該解約受付日における同一銘柄の他コースの購入（スイッチング）を行うことができます。

第 19 条 投資信託自動積立の新規申込・申込内容の変更・口座振替終了の申込

お客さまは、本サービスにより、毎月あらかじめ指定された日に指定銘柄を一定金額ずつ継続購入するサービスの新規申込および変更・口座振替の終了の申込を行うことができます。

第 20 条 投資信託募集・購入代金

- 1.投資信託または投資信託自動積立の募集・購入代金（以下、「募集・購入代金」という）は手続き指定日の当行所定の時間に投資信託口座の指定預金口座より引き落とします。
- 2.指定預金口座の残高が募集・購入代金を下回る場合は、引落としは行いません。
- 3.前項における残高は、カードローンまたは総合口座において当座貸越を利用できる範囲内の金額は含まないものとします。
- 4.複数の募集・購入の注文にかかる代金の引落としを同日に行う場合で、その引落金額の合計額が指定預金口座の残高を超えるときは、いずれの引落としを優先させるかについては、当行の任意とします。
- 5.募集・購入代金の引落としが完了したときに取引が成立したものとみなします。

第 21 条 投資信託の各種照会

お客さまは、本サービスにより、投資信託にかかる以下の取引の照会を行うことができます。

- (1)取引明細
- (2)預り残高明細
- (3)運用損益
- (4)譲渡損益
- (5)投信自動積立契約内容

第 22 条 投資信託の電子目論見書の閲覧・ダウンロード

お客さまは、本サービスにより、電子目論見書を閲覧・ダウンロードすることができます。

第 23 条 投資信託取引の不成立

次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合は、投資信託取引は不成立となります。また、これらの場合には、当行はお客さまに対して特に通知いたしません。この取扱によりお客さまに損害が生じても、当行の責に帰すべき場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

- (1)第 20 条に規定する引落としがされなかったとき
- (2)投資信託口座が解約済のとき
- (3)当行または金融機関の共同システム運営体が相当のシステム安全対策を講じたにもかかわらず、システム、端末機、通信回線の障害により損害が発生したとき
- (4)その他やむを得ない事情により当行が取扱を不適当または不可能と認めたとき

第 23 条の 2 しっかり運用セット NEO の申込

- 1.お客さまは、本サービスにより、当行所定の定期預金と投資信託のセット商品（以下、「しっかり運用セット NEO」という）の申込を行うことができます。
- 2.当行は、お客さまが当行所定の方法により定期預金と投資信託の両方を併せて申込になられた場合に、しっかり運用セット NEO の申込として受け付けます。お客さまの申込が、毎営業日の当行所定の時間を超えて行われた場合は翌営業日分の申込として受け付けます。
- 3.しっかり運用セット NEO の定期預金と投資信託の申込に対し、当行はお客さまが指定した金額を当行所定の時間に普通預金口座から引落とし、お客さまが指定した金額・内容で定期預金の預入手続きと投資信託の購入手続きを行います。ただし当行所定の時間に普通預金口座から定期預金の預入金額と投資信託の購入代金の合計金額の引落としができない場合、当行はしっかり運用セット NEO の申込を取りやめるものとし、定期預金の預入手続きと投資信託の購入手続きを行いません。
- 4.しっかり運用セット NEO で申込の定期預金は第 11 条の、投資信託は第 16 条、第 18 条、第 20 条から第 23 条（投資信託口座の開設、投資信託自動積立に関する部分を除きます）の適用を受けます。しっかり運用セット NEO では投資信託口座の開設、投資信託自動積立の各種取引はできません。
- 5.しっかり運用セット NEO の申込による定期預金の利率は当初満期日までの利率です。また満期日前解約の場合にはしっかり運用セット NEO の特別利率ではなく当行所定の満期日前解約の利率が適用されます。

第 23 条の 3 ジュニア NISA 用普通預金口座の預入・払戻し

お客さまは、本サービスにより、ジュニア NISA 用普通預金口座への預入または払戻しを行うことができます。

第 23 条の 4 お取引明細書の閲覧・ダウンロード

お客さまは、本サービスにより、取引規定に定めるお取引明細書を閲覧・ダウンロードすることができます。

第 24 条 電子メール通知

- 1.当行は当行所定の取引等について、その取引結果、受付内容等をお客さまお届けのメールアドレス宛に送信します（以下、これらの電子メールを「通知メール」という）。通知メールを送信する取引等は、当行ホームページに掲示します。
- 2.口座残高の管理は、通知メールの有無にかかわらず、お客さまご自身で本サービスの各種照会等により確認していただくものとします。
- 3.通知メールは、お客さまご自身で必ず内容をご確認ください。
- 4.通信環境等の理由により通知メールが届かなかった場合でも、通知メールの再送の取扱はできません。口座振替処理やその他当行システムの処理上の都合により、通知メールの送信時刻が遅れる場合があります。万一、当行からの通知メールの発信がなされなかった、またはお客さまに通知メールが到着しなかった場合でも、これらにより生じた損害について当行は責任を負いません。

第 24 条の 2 ワンタイムパスワード

- 1.当行は本サービスのうち当行所定の取引に際し、お客さまに確認番号もしくはお客さまが指定するメールアドレス宛にメールでご案内する当該取引固有のパスワード（以下、「ワンタイムパスワード」という）を入力していただきます。
- 2.ワンタイムパスワードの利用は当行所定の条件に基づくものとし、利用にあたりお客さまからの申

込が必要です。

3.万一、当行からワンタイムパスワードをご案内するメールの発信がなされなかった、またはお客さまにメールが到着しなかった場合でも、これらにより生じた損害について当行は責任を負いません。

第 25 条 利用時間

本サービスは、当行所定の利用日・利用時間内に限り利用することができます。ただし、当行はお客さまに事前に通知することなくこれを変更することができるものとし、当行の責によらない通信機器・回線などの障害により、予告なく取扱を休止する場合があります。

第 26 条 登録端末の紛失・盗難

登録端末の紛失・盗難等があったときは、直ちにコールセンターまたは当行所定の窓口へモバイルバンキングの取扱を停止する旨を連絡し、当行所定の方法により当行に届け出てください。この連絡より前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 27 条 登録端末の機種変更および譲渡・解約等

- 1.登録端末の機種変更および譲渡・解約により、モバイルバンキングサービスがご利用いただけなくなった場合は、直ちにコールセンターまたは当行所定の窓口へお申出ください。
- 2.携帯電話番号ポータビリティ制度により携帯電話会社を変更した場合、モバイルバンキングサービスがご利用いただけなくなる場合があります。この場合、モバイルバンキングサービスのご利用を希望される場合は、コールセンターまたは当行所定の窓口へお申出ください。

第 28 条 パスワード等の管理

- 1.当行は、本サービス利用の際に送信された内容と、当行に登録されているログインパスワード、取引パスワード、合言葉、ワンタイムパスワード（以下、これらを総称して「パスワード等」という）、および確認番号または登録端末の固有情報との一致を確認し相違ないものと認めて取扱を行ったときは、それが盗用、不正使用、その他の事故により、お客さま本人による取引でなかった場合でも、当行は当該取引を有効なものとして取り扱います。また、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。なお、確認番号およびパスワード等の盗用により行われた不正な振込等による損害について、お客さまは第 29 条による補てんを請求することができます。
- 2.確認番号およびパスワード等は他人に使用されないよう管理してください。また、パスワード等は定期的に変更し、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号を使用しないでください。なお、お客さまは、端末または登録端末の操作画面よりパスワード等を随時変更することができます。当行行員がお客さまに対し、確認番号およびパスワード等をお聞きすることはありません。
- 3.確認番号およびパスワード等が、盗用、不正使用等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかにお客さまご本人から当行へ通知してください。この通知を受けたときは、当行は直ちに本サービス停止の措置を講じます。また、お客さまの確認番号およびパスワード等が盗用、不正使用等により他人に使用されるおそれが生じたものと当行が判断する等、当行が本サービスの停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、お客さまに事前に通知することなく、本サービス停止の措置を講じます。なおこの取扱により生じた損害について、当行は責任を負いません。
- 4.お客さまが確認番号およびパスワード等の入力を当行所定の回数連続して誤った場合、当行は本サービスの利用を停止できるものとします。また、それによりお客さまに損害が生じて、当行は責任を負いません。

5.前項による本サービスの利用停止の解除をお客さまが希望する場合には、当行所定の方法により当行に利用停止の解除をお申出ください。なおパスワード等の誤入力による本サービスの利用停止の解除は、第3条の2の初回ログインパスワード再発行により行うことができ、その場合各パスワードは初期化されます。

第29条 確認番号およびパスワード等の盗用による振込等

1.確認番号およびパスワード等の盗用により行われた不正な振込等（以下、「当該振込等」という）については、次の(1)から(3)のすべてに該当する場合、お客さまは当行に対して当該振込等の額に相当する金額およびこれに附帯する手数料ならびに支払原資となった預金（以下、「対象預金」という）の約定利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

(1)確認番号およびパスワード等の盗用または当該振込等に気づいてからすみやかに当行への通知が行われていること

(2)当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること

(3)当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の当該振込等があったことが推測される事実を確認できるものを示していること

2.第1項の請求がなされた場合、当該振込等がお客さまの故意もしくは重大な過失または法令違反による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします）前の日以降になされた当該振込等の額に相当する金額およびこれに附帯する手数料ならびに対象預金の約定利息に相当する金額（以下、「補てん対象額」という）を補てんするものとします。ただし、当該振込等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、お客さまに過失（重大な過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

3.第2項の規定は、第1項にかかわる当行への通知が、確認番号およびパスワード等が盗用された日（番号等が盗用された日が明らかでないときは、盗用による不正な振込が最初に行われた日）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

4.第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

(1)当該振込等が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

①お客さまに重大な過失があった場合

②お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合

③お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

(2)戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して確認番号およびパスワード等の盗用が行われた場合

5.当行が対象預金についてお客さまに払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、お客さまが、当該振込等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

6.当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象預金に関する払戻請求権は消滅します。

7. 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、当該振込等を行った者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第30条 本サービスの解約・再開等

1. 本サービスを解約したい場合、お客さまはコールセンターまたは当行所定の窓口にお申出ください。
2. 前項による本サービスの解約後に、本サービスの利用を再度申し込まれる場合および総合口座開設後に別途本サービスの利用を申し込まれる場合、お客さまはコールセンターまたは当行所定の窓口にお申出ください。この場合、新たに確認番号表の取得が必要となるため、イオンバンクカードの再発行手続きを行います。なお、イオンバンクカードの再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第31条 海外からの利用

お客さまが本サービスを海外からご利用する場合、各国の法令、その他の事由により、取引または機能の全部または一部をご利用できない場合があります。

第32条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則等当行の定めるところによるものとします。当行の他の規定、規則等は、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知します。

第33条 規定の変更

当行は、お客さまの事前の承諾なく本規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日・変更内容を、当行ホームページへの掲示、その他当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以上